

年金だより

令和7年6月発行
日本鉄道共済組合

令和7年度の年金額改定について

「遺族共済年金」・「退職共済年金」及び「旧令・旧法に基づく年金」の令和7年度の年金額は、令和7年4月分(令和7年6月13日支給)から1.9%増額改定されることになりました。詳しくは、同封の「年金額改定通知書」をご参照ください。

～「年金額改定通知書」の見方～

	年金支払通知書	見本	年金額改定通知書													
①	年金の種類 遺族共済年金 年金証書記号番号 47 974 000000 受給権者氏名 共済 花子 様		年金の種類 遺族共済年金 年金証書記号番号 47 974 000000 受給権者氏名 共済 花子 様													
②	<table border="1"><thead><tr><th>支払日</th><th>支払額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table>	支払日	支払額				<table border="1"><thead><tr><th>年</th><th>月</th><th>年金額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	年	月	年金額						
支払日	支払額															
年	月	年金額														
④	振込先金融機関名 店 舗 名															

①年金証書記号番号

日本鉄道共済組合にお問い合わせいただく際は、この年金証書記号番号をお伝えください。

②支払日・支払額

今年度の支払日及び支払額を表示しています。

③年金額

今年度の年金額を年額で表示しています。

④振込先金融機関名・店舗名

振込先としてご指定いただいた金融機関名及び店舗名を表示しています。

裏面もご確認ください

年金に関する手続き・届出

❗ お手続きは郵送のみとなっております。
来訪でのお手続きはお断りしておりますのでご注意ください。

1 該当する方は速やかに日本鉄道共済組合へご連絡ください

- ① 死亡したとき
- ② 婚姻したとき
- ③ 離縁したとき
- ④ 受給権者が所在不明となったとき
- ⑤ 年金決定当時 18 歳未満の子が 18 歳になったとき
- ⑥ 直系血族や直系姻族以外の者の養子になったとき
- ⑦ 障害の状態の子又は孫について障害年金等級が変更になったとき
- ⑧ 障害の状態の子又は孫について新たに障害厚生年金や老齢厚生年金等の受給が開始されたとき



2 その他の各種届出

- ① 住所変更や送付先住所を変更したいとき
※日本鉄道共済組合からの送付物が届かない場合、
住所の確認がとれるまで年金を止めさせていただく場合があります。
- ② 年金受取金融機関を変更したいとき
- ③ 各種通知書を再交付したいとき
- ④ 成年後見人を選任されたとき など



ホームページからも下記の連絡ができます

1 死亡の連絡

- ① 日本年金機構から旧国鉄の退職の年金又は障害の年金を受給していた方のうち、昭和 31 年 6 月以前から国鉄に勤務していた方が死亡した場合
- ② 日本鉄道共済組合から遺族共済年金を受給していた方が死亡した場合

お問い合わせの多い質問にお答えします

2 住所変更の連絡

- ① 住民票変更に伴う連絡先の電話番号の変更
- ② 書類の送付先の変更

3 各種再発行の連絡

- ① 年金額改定通知書
- ② 年金支払通知書
- ③ 源泉徴収票

日本鉄道共済組合はワンストップサービスの対象ではありませんので、
日本年金機構などでお手続きを行った場合でも別途お手続きが必要です。

問い合わせ先 日本鉄道共済組合 年金係

☎ 045-222-9512

土日祝日を除く 10 時～12 時、13 時 10 分～16 時までの間にお願いします。

※受付時間等に変更がある場合は、ホームページにてお知らせいたします。

※電話でご照会いただいた内容を正確に把握するため、通話内容を録音させていただいておりますのでご了承ください。

ホームページアドレス <https://www.jrkyosai.or.jp>

